

不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令（概要）

令和 6 年 5 月
消 費 者 庁

1. 改正の趣旨

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。

2. 改正の概要

改正法により、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）の条番号にずれが生じることから、当該条項を引用する不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号）の規定に形式的な修正を行う。

3. 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日